Γ

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和元年6月17日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例 静岡市手数料条例(平成15年静岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。 別表第9中

た険物の貯蔵最大 数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの を険物の貯蔵最大 数量が5万キロリットル以上10万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの を険物の貯蔵最大 2,260,000円 数量が10万キロリ

ットル以上20万キ

ロリットル未満の

€0

を

ı

Γ
- 1

危険物の貯蔵最大	1, 590, 000円
数量が1万キロリ	
ットル以上5万キ	
ロリットル未満の	
もの	
危険物の貯蔵最大	1,950,000円
数量が5万キロリ	
ットル以上10万キ	
ロリットル未満の	
もの	
危険物の貯蔵最大	2, 270, 000円
数量が10万キロリ	
ットル以上20万キ	
ロリットル未満の	
もの	

に

改める。

附則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。